新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応(2021年3月16日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

a.i.taxlegal advisors

コロナ禍での短期業務のためのタイ入国方法及び就労許可の選択肢(2021/3/12現在)

	ビザ	就労許可	過去6か月間50万B預金残	滞在可能期間	就労可能期間	従事可能な業務	リスク
①	NON-B(就労/ワーキング)	**ビザ申請時：**WP3またはBOI/IEATのビザ申請承認状 **タイ入国後：**WP	不要	入国後90日間。ただし、WP取得後延長可	WP有効期間	WPに記載の業務	WP申請しない場合、刑事罰（p.4参照）。**在京タイ大使館「詐称もしくは虚偽の申請事実は永久に申請不適格」**
②	観光目的のノービザ	WP10(必要・緊急業務)	不要	入国後30日間	隔離終了後最大15日	添付①の16種類の業務	WP10は16種類の業務に限定。添付①②以外の業務への従事、また就労可能期間を超えての就労は刑事罰（就労者及び雇用主）
②’	観光目的のノービザ	無し	不要	入国後30日間	30日	添付②の7種類の業務	7種類の業務に限定。それ以外の業務への従事は刑事罰（就労者及び雇用主）
③	NON-B(ビジネス/投資家)	WP10(必要・緊急業務) ただし、実務上は入国後WP申請も可	要	入国後90日間	隔離終了後最大15日	添付①の16種類の業務	WP10は16種類の業務に限定。添付①②以外の業務への従事、また就労可能期間を超えての就労は刑事罰（p.4参照）。**在京タイ大使館「詐称もしくは虚偽の申請事実は永久に申請不適格」**

a.i.taxlegal advisors

①WP10で可能な16種類の必要・緊急業務

1. 会議、 研修、セミナーまたは展示会開催
2. 内部監査（不定期）
3. 学術上の特別講演
4. 航空監督管理
5. 技術検査及び修理のための技術的作業
6. 商品または製品の品質検査
7. 生産工程の検査または改良
8. 発電機械及び設備の検査または修理
9. 機械修理/据付
10. 電気鉄道システムのエンジニアリング作業
11. 航空機または航空設備システムエンジニアリング作業
12. 機械または機械制御システムの修理に関する助言
13. 機械説明及び試運転
14. 映画制作及びスライド・写真撮影
15. 海外派遣労働者の選考
16. 海外派遣労働者の技能テスト実施

【手続】①隔離終了前に法人登記書類、顧客の契約書、発注書等、作業場所地図等を準備、
②隔離終了後、労働省へ必要業務遂行の為のWP10申請書類提出、
③労働省からWP10発給

【根拠法令原文リンク】
http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2563/E/254/T_0001.PDF

a.i.taxlegal advisors

②就労許可不要な7種類の業務

1. ミーティング、質疑応答又はセミナー出席
2. 展示会又はトレードフェア訪問
3. 企業訪問又は商談
4. 専門的又は技術的講演会出席
5. 技術研修、技術セミナー出席
6. トレードフェアでの商品購買
7. 自社取締役会出席

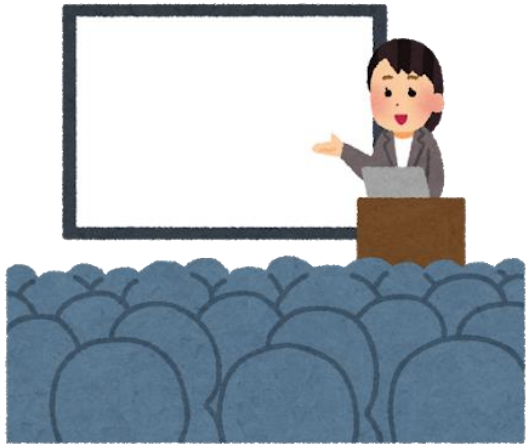

【手続】無し

【根拠法令原文リンク】
http://www.oic.go.th/FILEWEB/CABINFOCENTER3/DRAWER055/GENERAL/DATA0000/00000370.PDF

仏暦2561（2018)年外国人の労働管理に関する緊急政令（第2号）

許可のない外国人の就労禁止

- 第8項 外国人は、この緊急勅令に違反して、就労許可を得ずに就労したり、権利を有する業務以外の仕事をしてはならない。
- 第101条 第8条に**違反した外国人は、5千バーツから5万バーツの罰金**を科され、その罰金を支払った場合、第63条または第63/1条に基づく外国人である場合を除き、**当該外国人は速やかにタイ王国から送還される。**

雇用者による就労許可のない外国人雇用禁止

- 第9項 何人も、この緊急勅令に違反して、就労許可証を持たない外国人を就労させたり、権利のある業務以外の業務に就かせたりしてはならない。
- 第102条 第9条に違反して**外国人を雇用した者は、雇用した外国人1人につき1万バーツから10万バーツの罰金**を科される。第1項の違反者が**繰返し違反を犯した場合、1年以下の懲役もしくは雇用した外国人1人につき5万バーツから20万バーツの罰金、またはその両方に処する。そのような者は、裁判所の最終判決の日から3年間、外国人を雇用することを禁止される。**